

教育ローンの利子補給について

神栖市教育委員会では、子育て世代の教育費負担軽減のため、教育ローンの借入者に対して利子補給を行っています。

I 対象者

① 子弟のために対象の金融機関から教育ローンを借り入れている方

- (1) 公的金融機関（日本政策金融公庫）
- (2) 民間金融機関（市内に本支店のある金融機関）

※借入枠を設け、必要な都度融資を受ける方法の契約【**当座貸越方式**】で借り入れている方は、**利子補給の対象となりません。**

また、**がん保険等の特約**があり、支払利息が増額されたものなども**対象外**です。

② 下記の学校教育法に基づく学校に修学させている方（日本国内の学校）

- (1) 大学（短大を含む）
- (2) 高等専門学校（4年・5年）
- (3) 専門学校（各種学校は非該当）

③ 世帯員全員が市税等を完納している方

④ 神栖市内に一年以上住所を有している方

II 限度額，補給率及び補給期間

① 対象融資限度額 300万円（それ以上の場合は案分します）

② 利子補給率 借入利子の100%

③ 補給対象期間 在学期間（正規の修学年数）

III 申請に必要なもの

① 神栖市教育ローン利子補給交付承認申請書

② 市税等の納税状況調査に関する承諾書

神栖市のホームページから
ダウンロードできます

③ 金融機関との資金貸付契約書の写し（収入印紙を貼ったものの写し）

④ 償還表の写し（返済期間全体のもの）

※返済額が変動した場合は、その都度提出してください

⑤ 子弟の在学証明書

⑥ 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）

裏面につづく

